

中華人民共和国権利侵害責任法

中華人民共和国主席令

第 21 号『中華人民共和国権利侵害責任法』は既に中華人民共和国第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議にて 2009 年 12 月 26 日に採択され、ここに公布し、2010 年 7 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

中華人民共和国権利侵害責任法

(2009 年 12 月 26 日第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議にて採択)

目録

- 第一章 一般規定
- 第二章 責任構成及び責任方式
- 第三章 責任を負わない状況及び責任を軽減する状況
- 第四章 責任主体の特殊規定
- 第五章 製品責任
- 第六章 自動車交通事故責任
- 第七章 医療損害責任
- 第八章 環境汚染責任
- 第九章 高度危険責任
- 第十章 飼育動物の損害責任
- 第十一章 物件損害責任
- 第十二章 附則

第一章 一般規定

第 1 条 民事主体の合法的權益を保護し、権利侵害責任を明確にし、権利侵害行為を予防し、権利侵害行為に制裁を加え、社会の調和と安定を促進するため、本法を制定する。

第 2 条 民事權益を侵害した場合、本法に基づいて権利侵害責任を負わなければならない。

本法にいう民事権益には、生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻の自由権、監督保護権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権、商標専用権、発見権、持分権及び相続権など人身ならびに財産権益を含む。

第3条 権利被侵害者は、権利侵害者に対し権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

第4条 権利侵害者が、同一の行為により行政責任又は刑事責任を負うべき場合にも、法により権利侵害責任を負うことに影響しない。

同一の行為により、権利侵害責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない場合において、権利侵害者の財産が支払いに足りないときは、先ず権利侵害責任を負う。

第5条 その他法律において権利侵害責任に別段の定めがある場合には、その規定に従う。

第二章 責任構成及び責任方式

第6条 行為者が過失により他者の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。

法律規定に基づき、行為者に過失があると推定される場合において、行為者が自らに過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第7条 行為者が他者の民事権益を損害した場合、行為者の過失の有無を問わず、法律により権利侵害責任を負わなければならないと規定されている場合には、その規定に従う。

第8条 2人以上が共同で権利侵害行為を行い、他者に損害をもたらした場合、連帯責任を負わなければならない。

第9条 他者に権利侵害行為をすることを教唆・幫助した場合、行為者とともに連帯責任を負わなければならない。

民事行為無能力者及び民事行為制限能力者に権利侵害行為をすることを教唆・幫助した場合、権利侵害責任を負わなければならない。当該民事行為無能力者又は民事行為制限能力者の監督保護者が監督保護責任を果たしていない場合、相応の責任を負わなければならない。

第10条 2人以上の行為者が他者の人身及び財産の安全に危険が及ぶ行為をし、そのうちの1人又は数人の行為が他者に損害をもたらし、具体的な権利侵害者を確定すること

ができる場合、権利侵害者が責任を負う。具体的な権利侵害者が確定できない場合、行為者は連帯責任を負う。

第 11 条 2 人以上の行為者がそれぞれ別に権利侵害行為をして同一の損害をもたらし、各自の権利侵害行為がいずれも全ての損害をもたらすに十分である場合、行為者は連帯責任を負う。

第 12 条 2 人以上の行為者がそれぞれ別々に権利侵害行為をして同一の損害をもたらし、責任の程度を確定することができる場合、各自が相応の責任を負う。責任の程度を確定することができない場合、均等に賠償責任を負う。

第 13 条 法律により連帯責任を負うと規定されている場合、権利被侵害者は、連帯責任者に対し一部又は全ての責任を負うよう請求する権利を有する。

第 14 条 連帯責任者は、各自の責任の程度に応じて、相応の賠償金額を確定する。責任の程度を確定することができない場合、均等に賠償責任を負う。

支払いが自らの賠償金額を超える連帯責任者は、その他の連帯責任者に対して求償する権利を有する。

第 15 条 権利侵害責任を王方式には、主として以下の方式がある。

- (1) 権利侵害行為を停止する。
- (2) 障害を排除する。
- (3) 危険を除去する。
- (4) 財産を返還する。
- (5) 原状回復する。
- (6) 損失を賠償する。
- (7) 謝罪する。
- (8) 影響を除去し、名誉回復を図る。

上記の権利侵害責任の負担方式は、単独で適用することもできるし、併せて適用することもできる。

第 16 条 他者の権利を侵害し、人身に損害をもたらした場合、医療費、看護費及び交通費など治療ならびにリハビリテーションのために支出された合理的な費用及び休業のために減少した収入を賠償しなければならない。後遺障害をもたらした場合、さらに後遺障害の生活補助器具にかかる費用及び後遺障害賠償金を賠償しなければならない。死亡をもたらした場合、葬儀費用及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

第 17 条 同一の権利侵害行為により多数の死亡をもたらした場合、相同の金額を以って死亡賠償金を確定することができる。

第 18 条 権利被侵害者が死亡した場合、その近親族は、権利侵害者に対して権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。権利被侵害者が事業者であり、当該事業者が分割・合併される場合、権利を継承する事業者は、権利侵害者に対して権利侵害責任を請求する権利を有する。

権利被侵害者が死亡した場合、権利被侵害者の医療費及び葬儀費用など合理的な費用を支払う者は、権利侵害者に対して賠償費用を請求する権利を有するが、権利侵害者が既に当該費用を支払った場合は除く。

第 19 条 他人の財産を侵害した場合における財産損失については、損失の発生した時の市場価格に基づき、又はその他の方式により計算する。

第 20 条 他者の人身権益に財産損失をもたらした場合、権利被侵害者がこれにより被った損失に基づいて賠償する。権利被侵害者の損失が確定できない場合において、権利侵害者がこれにより利益を獲得しているときは、その獲得した利益に基づいて賠償する。権利侵害者がこれにより獲得した利益を確定することが難しく、権利被侵害者と権利侵害者が賠償金額について協議合意できず、人民法院に訴訟を提起したときは、人民法院より実際の状況に基づいて賠償金額を確定する。

第 21 条 権利侵害行為が他者の人身及び財産の安全に危害を及ぼす場合、権利被侵害者は、権利侵害行為の停止、障害の排除、危険の除去など権利侵害責任を負うよう権利侵害者に対して請求することができる。

第 22 条 他者の人身権益を侵害し、他者に著しい精神損害をもたらした場合、権利被侵害者は精神損害賠償を請求することができる。

第 23 条 他者の民事権益が侵害に遭うのを防止又は制止するために自らが損害を被った場合、権利侵害者より責任を負う。権利侵害者が逃亡し、又は責任を負う能力がない場合において、権利被侵害者が補償を請求したとき、受益者は適切な補償を与えなければならない。

第 24 条 被害者及び行為者がいずれも損害の発生について過失がない場合、実際の状況に基づき、双方より損失を分担する。

第 25 条 損害が発生した後、当事者は賠償費用の支払方法を協議することができる。協議合意に達しない場合、賠償費用は一括して支払わなければならない。一括払いが確かに困難である場合には、分割払いをすることもできるが、相応の担保を提供しなければならない。

第三章 責任を負わない状況及び責任を軽減する状況

第 26 条 権利被侵害者にも損害の発生について過失がある場合、権利侵害者の責任を減じることができる。

第 27 条 損害が被害者の故意によりもたらされた場合、行為者は責任を負わない。

第 28 条 損害が第三者によりもたらされた場合、第三者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 29 条 不可抗力により他者に損害をもたらした場合、責任を負わない。法律に別段の定めがある場合には、その規定に基づいて取扱う。

第 30 条 正当防衛により損害をもたらした場合、責任を負わない。正当防衛が必要限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合、正当防衛者は適切に責任を負わなければならない。

第 31 条 緊急避難により損害をもたらした場合、危険事由を引起した者が責任を負う。危険が自然的原因により引起された場合、緊急避難をした者は責任を負わず、又は適切な補償を与える。緊急避難において不当な措置を講じたか又は必要となる限度を超過し、あるべきでない損害をもたらした場合、緊急避難をした者は適切に責任を負わなければならない。

第四章 責任主体に関する特殊規定

第 32 条 民事行為無能力者及び制限民事行為能力者が他者に損害をもたらした場合、監督保護者より権利侵害責任を負う。監督保護者が監護責任を果たした場合には、その権利侵害責任を軽減することができる。

財産に関する民事行為無能力者及び民事行為制限能力者が他者に損害をもたらした場合、本人の財産から賠償費用を支払う。不足部分は、監督保護者より賠償する。

第 33 条 完全民事行為能力者が自らの行為に対して暫時意識がなく、又はコントロールを失い、他者に損害をもたらし、これに故意・過失がある場合、権利侵害責任を負わなければならない。故意・過失がない場合には、行為者の経済状況に基づいて被害者に対し適切な補償を行う。

完全民事行為能力者が酩酊し、又は麻酔薬もしくは向精神薬を濫用し、自らの行為について暫時意識がなく、又はコントロールを失い、他者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 34 条 事業者の従業員が業務上の任務遂行により他者に損害をもたらした場合、事業者より権利侵害責任を負う。

労務派遣期間において、派遣従業員が業務上の任務遂行により他者に損害をもたらした場合、労務派遣を受ける派遣先企業より権利侵害責任を負う。労務派遣機関に過失がある場合には、相応の補足責任を負う。

第 35 条 個人の間で労務関係を確立し、労務を提供する側が労務により他者に損害をもたらした場合、労務を受ける側が権利侵害責任を負う。労務を提供する側が労務により自ら損害を被った場合、双方各自の過失に基づいて相応の責任を負う。

第 36 条 インターネットユーザー及びインターネットサービス提供者がインターネットを利用して他者の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。

インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して権利侵害行為を行った場合、権利被侵害者はインターネットサービス提供者に通知し、削除・閲覧不能、インターネット接続停止など必要な措置を講じさせる権利を有する。インターネットサービス提供者が通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じない場合、損害の拡大部分について当該インターネットユーザーとともに連帯責任を負う。

インターネットサービス提供者は、インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して他者の民事権益を侵害していることを知りながら必要となる措置を講じなかった場合、当該インターネットユーザーとともに連帯責任を負う。

第 37 条 ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅及び娯楽施設など公共施設の管理者又は大衆性活動を組織する者が安全保障義務を果たさず、他者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第三者の行為により他者に損害をもたらした場合、第三者が権利侵害責任を負う。管理者又は組織者が安全保障義務を果たさなかった場合、相応の補足責任を負う。

第 38 条 民事行為無能力者が幼稚園、学校又はその他教育機関における学習・生活期間中に人身損害を被った場合、幼稚園、学校又はその他教育機関より責任を負わなければならないが、教育・管理上の職責を果たしたことが証明できる場合には、責任を負わない。

第 39 条 民事行為制限能力者が学校又はその他教育機関における学習・生活期間中に人身損害を被り、学校又はその他教育機関は、教育・管理上の職責を果たしていなかった場合、責任を負わなければならない。

第 40 条 民事行為無能力者又は民事行為制限能力者が幼稚園、学校又はその他教育機関における学習・生活期間中に、幼稚園、学校又はその他教育機関以外の者から人身損害

を被った場合、権利侵害者より権利侵害責任を負う。幼稚園、学校又はその他教育機関が管理上の職責を果たしていなかった場合には、相応の補足責任を負う。

第五章 製品責任

第 41 条 製品に欠陥が存在したことにより他者に損害をもたらした場合、製造者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 42 条 販売者の過失により製品に欠陥が存在したために他者に損害をもたらした場合、販売者は権利侵害責任を負わなければならない。

販売者が欠陥製品の製造者を明示することができず、欠陥製品の供給者を明示することもできない場合、販売者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 43 条 製品に欠陥が存在したために損害をもたらした場合、権利被侵害者は、製品の製造者に対して賠償を請求することもできるし、製品の販売者に対して賠償を請求することもできる。

製品の欠陥が生産者によりもたらされた場合、販売者は先行賠償後において製造者に対して求償する権利を有する。

販売者の故意・過失により製品に欠陥が存在した場合、製造者は先行賠償後において販売者に対して求償する権利を有する。

第 44 条 運送者及び保管者など第三者の故意・過失により製品に欠陥が存在し、他者に損害をもたらした場合、製品の製造者及び販売者は先行賠償後において第三者に対して求償する権利を有する。

第 45 条 製品の欠陥により他者の人身及び財産の安全に危害が及ぼされた場合、権利被侵害者は製造者及び販売者に対し、障害を排除し、危険を除去するなど権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

第 46 条 製品が流通された後に欠陥が存在することが発見された場合、製造者及び販売者は速やかに警告・リコールなど救済措置を講じなければならない。速やかに救済措置を講じなかったか、又は救済措置が不十分であり、損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 47 条 製品に欠陥が存在することを知りながら引き続き製造・販売し、他者の死亡又は健康に著しい損害をもたらした場合、権利被侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第六章 自動車交通事故責任

第 48 条 自動車が交通事故を発生させ損害をもたらした場合、道路交通安全法の関連規定に基づいて、賠償責任を負う。

第 49 条 リース及び借用などのケースで、自動車の所有者と使用者が同一人物でない場合、交通事故の発生後において責任が当該自動車側にある場合、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行う。不足部分については、自動車の使用者より賠償責任を負う。自動車の所有者が損害の発生について過失がある場合、相応の賠償責任を負う。

第 50 条 当事者間で売買等の方式により自動車を譲渡して引渡したものの、所有権の移転登記を行っていないケースで、交通事故の発生後において責任が当該自動車側にある場合、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行う。不足部分については、譲受者が賠償責任を負う。

第 51 条 売買等の方式により譲渡した組立て自動車又は既に廃車基準に達した自動車に交通事故が発生して損害をもたらした場合、譲渡者及び譲受者が連帯責任を負う。

第 52 条 窃盗、強盗又は奪取された自動車が交通事故を発生させ、損害をもたらした場合、窃盗者、強盗者又は奪取者より賠償責任を負う。保険会社が自動車強制保険の責任限度額において緊急救助費用を立替えて支払った場合、交通事故の責任者に対して求償する権利を有する。

第 53 条 自動車の運転者が交通事故発生後に逃亡し、当該自動車が強制保険に加入している場合、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行う。自動車が行方不明となっているか、又は強制保険に加入していないケースで、権利被侵害者の人身傷害の緊急救助費用及び葬儀費用などを支払う必要がある場合、道路交通事故社会救助基金より立替払いをする。道路交通事故社会救助基金により立替払いをした後、その管理機構は、交通事故責任者に対して求償する権利を有する。

第七章 医療損害責任

第 54 条 患者が診療活動において損害を被り、医療機関及びその医療職員に過失がある場合、医療機関より賠償責任を負う。

第 55 条 医療職員は、診療活動において病状及び医療措置について患者に対し説明しなければならない。手術、特別な検査及び特別な治療を行う必要がある場合、医療職員は、

速やかに患者に対し医療リスク及び医療代替案などの状況を説明し、かつ、その書面による同意を得なければならない。患者に説明することが適切でない場合には、患者の近親族に対し説明をし、その書面による同意を取得しなければならない。

医療職員が上に述べた義務を果たさず、患者に損害をもたらした場合、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第 56 条 危篤の患者に救急措置を講じるなど緊急な状況により、患者又はその近親族の意見が得られない場合、医療機関の責任者又は授權を受けた責任者による承認を得て、相応の医療措置を直ちに施すことができる。

第 57 条 医療職員が診療活動において当時の医療レベルに相応する治療義務を果たさず、患者に損害をもたらした場合、医療機関は相応の賠償責任を負わなければならない。

第 58 条 患者が以下の状況の一つにより損害を被った場合、医療機関に過失があったものと推定する。

- (1) 法律、行政法規、規定及びその他診療規範に関連する規定に違反した場合。
- (2) 紛争に関するカルテ資料を隠匿したり、その提供を拒否した場合。
- (3) カルテ資料を偽造、改ざん又は廃棄した場合。

第 59 条 薬品、消毒剤及び医療器械の欠陥により不合格の血液を輸入して患者に損害をもたらした場合、患者は、製造者又は血液提供機関に対し賠償を請求することもできるし、医療機関に対し賠償を請求することもできる。患者が医療機関に対し賠償を請求した場合、医療機関は先行賠償後において、責任を負う製造者又は血液提供機関に対し求償する権利を有する。

第 60 条 患者が以下の状況の一つにより損害を被った場合、医療機関は賠償責任を負わない。

- (1) 患者又はその近親族が医療機関による診療規範に合致した診療に協力しない場合。
- (2) 医療職員が危篤の状態にある患者に救急措置を施すなどの状況において、既に合理的な診療義務を果たしている場合。
- (3) 当時の医療レベルでは診療が難しかった場合。

前項第 1 号の状況において、医療機関及びその医療職員にも故意・過失がある場合には、相応の賠償責任を負わなければならない。

第 61 条 医療機関及びその医療職員は、規定とおりに入院日誌、医師指示書、検査報告、手術及び麻酔の記録、病理資料、看護記録及び医療費用などカルテ資料に記入し、かつ、これらを適切に保管しなければならない。

患者が前項に定めるカルテ資料の閲覧・コピーを要求する場合、医療機関はこれを提供しなければならない。

第 62 条 医療機関及びその医療職員は、患者のプライバシーについて秘密を保持しなければならない。患者のプライバシーを披露したり、患者の同意を得ずにそのカルテ資料を開示し、患者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 63 条 医療機関及びその医療職員は、診療規範に違反して不要な検査を行ってはならない。

第 64 条 医療機関及びその医療職員の合法的な権益は、法律の保護を受ける。医療秩序を乱し、医療職員の業務又は生活を妨害した場合、法により法的責任を負わなければならない。

第八章 環境汚染責任

第 65 条 環境汚染により損害がもたらされた場合、汚染者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 66 条 環境汚染により紛争が発生した場合、汚染者は、法律に定める責任を負担しないか又は責任を軽減する状況ならびにその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて、挙証責任を負わなければならない。

第 67 条 2 名以上の汚染者が環境を汚染した場合において汚染者が負担する責任の大きさは、汚染物の種類及び排出量などの要素に基づいて確定する。

第 68 条 第三者の故意・過失に起因する環境汚染により損害をもたらした場合、権利被侵害者は汚染者に対して賠償を請求することもできるし、第三者に対して賠償を請求することもできる。汚染者は先行賠償後において、第三者に対して求償する権利を有する。

第九章 高度危険責任

第 69 条 危険度が高い作業に従事して他者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 70 条 民間の原子力施設において原子力事故が発生し他者に損害をもたらした場合、民間の原子力施設の経営者は権利侵害責任を負わなければならないが、損害が戦争などの状況又は被害者の故意によりもたらされたことが証明できる場合には、責任を負わない。

第71条 民間航空機が他者に損害をもたらした場合、民間航空機の経営者は、権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被害者の故意によりもたらされたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第72条 燃え易い、爆発し易い、劇毒である、放射性があるなど危険度の高い物を占有し、又は使用して他者に損害をもたらした場合、その占有者又は使用者は、権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被害者の故意又は不可抗力によりもたらされたことを証明することができる場合には、責任を負わない。権利被侵害者が損害の発生に重大な過失がある場合には、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第73条 高所、高圧及び地下掘削活動に従事し、又は高速鉄道運輸手段を使用して他者に損害をもたらした場合、経営者は、権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被害者の故意又は不可抗力によりもたらされたことを証明することができる場合には、責任を負わない。権利被侵害者が、損害の発生について過失がある場合、経営者の責任を軽減することができる。

第74条 危険度の高い物質を遺失、破棄して他者に損害をもたらした場合、所有者より権利侵害責任を負う。所有者が危険度の高い物質を他者に引渡して管理させる場合、管理者より権利侵害責任を負う。所有者に故意・過失がある場合、管理者とともに連帯責任を負う。

第75条 危険度の高い物質を不法に占有して他者に損害をもたらした場合、不法に占有した者より権利侵害責任を負う。所有者及び管理者が、他者による不法占有を防止するために高度な注意義務を果たしたことを証明できない場合、不法に占有した者とともに連帯責任を負う。

第76条 許可なく危険度の高い活動エリア又は危険度の高い物質の保管エリアに進入し、損害を被った場合、管理者が既に安全措置を講じ、なお且つ警告義務を果たしていれば、責任の負担を軽減するか又は責任を負わないことができる。

第77条 高度な危険責任を負う場合、法律により賠償限度額が規定されている場合には、その規定に従う。

第十章 飼育動物の損害責任

第78条 飼育する動物が他者に損害をもたらした場合、動物の飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならないが、損害が権利被侵害者の故意又は重大な過失によ

りもたられたことを証明することができる場合には、責任を負わないか又は責任を軽減することができる。

第 79 条 管理規定に違反して、動物に対し安全措置を講じず、他者に損害をもたらした場合、動物の飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 80 条 飼育を禁止されている気性の激しい犬など危険動物が他者に損害をもたらした場合、動物飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 81 条 動物園の動物が他者に損害をもたらした場合、動物園は権利侵害責任を負わなければならないが、管理上の職責を果たしていたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 82 条 遺棄されたか又は逃走した動物が、遺棄期間又は逃走期間において他者に損害をもたらした場合、元の動物飼育者又は管理人より権利侵害責任を負う。

第 83 条 第三者の過失により動物が他者に損害をもたらした場合、権利被侵害者は、動物飼育者又は管理者に対して賠償を請求することもできるし、第三者に対して賠償を請求することもできる。動物飼育者又は管理者は先行賠償後において、第三者に対して求償する権利を有する。

第 84 条 動物の飼育にあたっては、法律を遵守し、社会道徳を尊重しなければならず、他者の生活を妨げてはならない。

第十一章 物件損害責任

第 85 条 建物、構築物又はその他の施設及び置物、掛け物が脱落・墜落し、他者に損害をもたらした場合、所有者、管理者又は使用者が自らに過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。所有者及び管理者又は使用者は先行賠償後において、その他責任者が存在する場合には、その他責任者に対して求償する権利を有する。

第 86 条 建物、構築物又はその他施設が倒壊し、他者に損害をもたらした場合、建設業者及び工事業者より連帯責任を負う。建設業者及び工事業者は先行賠償後において、その他責任者が存在する場合には、その他責任者に対し求償する権利を有する。

その他責任者の原因により、建物、構築物又はその他施設が倒壊し、他者に損害をもたらした場合、その他責任者より権利侵害責任を負う。

第 87 条 建物から投捨てられた物品又は建物から落下した物品が他者に損害をもたらした場合において、具体的な権利侵害者を確定することが難しいときは、自らが権利侵

害者でないことを証明できる場合を除き、危害を与えた可能性がある建物使用者が補償をする。

第 88 条 積重ねて置かれた物が倒壊して他者に損害をもたらし、積重ねて置いた者は、自らに故意・過失がないことを証明できない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 89 条 公共道路に通行を妨害する物品を積み置き、投棄し、又は遺棄・散乱させて他者に損害をもたらした場合、関係する事業者又は個人は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 90 条 林木が折れて他者に損害をもたらした場合、林木の所有者又は管理者が自らに過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 91 条 公共場所又は道路上に穴を掘り、地下設備を修理・据付る場合に、明確な標示を設置せずに、ならびに安全措置を講じずに他者に損害をもたらした場合、施工者は権利侵害責任を負わなければならない。

マンホールなど地下施設が他者に損害をもたらし、管理者が管理上の職責を果たしたことを証明できない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第十二章 附則

第 92 条 本法は、2010 年 7 月 1 日から施行する。

 <p>日本が生んだ世界のスポーツ KEIRIN</p>	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。</p> <p>http://ringring-keirin.jp</p>
---	---